

資料10

# 住民主体型訪問サービスの実施について

令和8年1月27日  
堺市長寿支援課

分類	サービス名称	サービス内容
訪問型サービス	介護予防訪問サービス (従前相当サービス)	従来の訪問介護と同じサービス。ホームヘルパーによる掃除・洗濯などの生活援助や入浴介助などの身体介護
	担い手登録型訪問サービス (訪問型サービス・活動A)	堺市の生活援助サービス従事者研修修了者による掃除・洗濯などの生活援助
	住民主体型訪問サービス (訪問型サービス・活動B)	地域のボランティアグループなどが行う生活援助をはじめとした多様なサービス
通所型サービス	介護予防通所サービス (従前相当サービス)	従来の通所介護と同じサービス。デイサービスセンターで専門職による日常生活上の支援や訓練、送迎
	担い手登録型通所サービス (通所型サービス・活動A)	従事者の要件を緩和した運動、レクリエーションなど、生活機能向上のための多様なサービス
	短期集中通所サービス (通所型サービス・活動C)	機能訓練指導員などによる転倒予防や足腰の筋力保持・増進のための短期間(3か月～6か月)の機能訓練

# 住民主体型訪問サービスの実施について



利用対象者	要支援1・2の認定を受けた方、生活機能が低下した方（事業対象者）、継続利用要介護者 ※上記以外の方にサービスを提供することも可
補助対象者	地域で活動するボランティアグループ、NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人又はこれに類する団体 <満たすべき要件（抜粋）> <ul style="list-style-type: none"><li>・市内に団体の主たる活動拠点を有し、活動範囲に本市が含まれていること</li><li>・活動に従事する際のけがや事故、利用者等への損害発生に備え、活動により生じた損害等に係る傷害保険や賠償責任保険に加入していること</li><li>・政治的活動や宗教的活動を行う団体ではないこと</li><li>・営利を目的とする団体ではないこと</li></ul> など
利用者負担	活動団体において任意に設定
補助対象 経費	間接人件費、謝礼金、消耗品費、交通費、使用料・賃借料、保険料 など ※国・府・堺市等が行う補助制度の補助金や寄付金等を充てた経費は対象外
補助額	利用者に対し、ひと月にサービスを提供した延べ回数に応じて算定 補助額：20,000円（基本額）～50,000円／月 ※条件に応じて加算あり (補助額は1団体につき年間最大600,000円を想定)

提供するサービスは、活動団体において任意に選択

## 【必須項目】※いずれか2項目以上

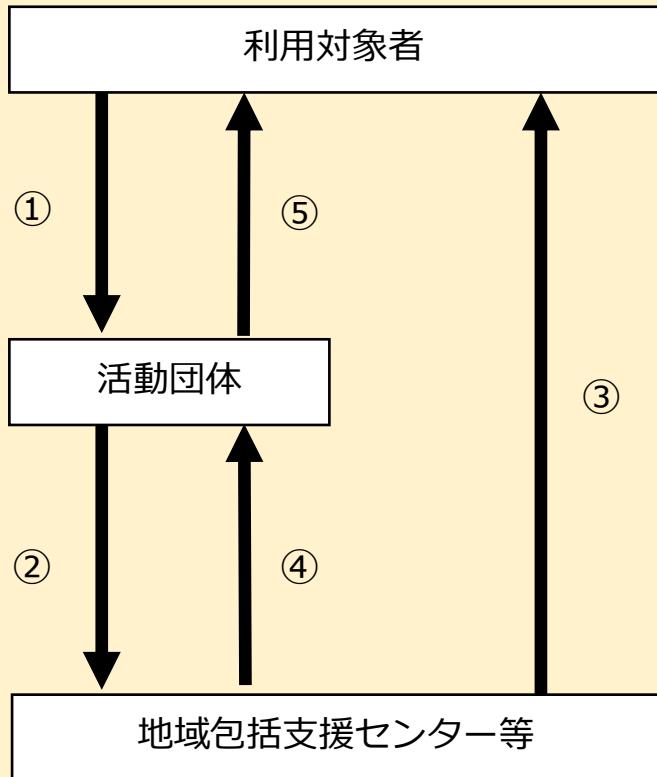
- ・掃除（室内やトイレ・卓上等の清掃、ゴミ出し）
- ・洗濯（洗濯機又は手洗いによる洗濯、乾燥、取入れと収納、アイロン掛け）
- ・ベッドメイク（ベッドのシーツ交換、布団カバーの交換等）
- ・衣類の整理、被服の補修（夏・冬物等の入れ替え、ボタン付け、破れの補修等）
- ・調理、配下膳（一般的な調理、配膳、後片付け）
- ・日常品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）、薬の受取

## サービス 内容

### 【任意項目】

草むしり、花木の水やり、植木のせん定、家具等の組み立て・設置・移動、大掃除、窓のガラス磨き、床のワックス掛け、特別な手間が必要な調理、安否確認等の見守りを伴う配食、郵便物・書類等の代読、パソコン・スマホ等の電子機器の操作の補助、散歩等外出時の付き添い、家族の介護負担軽減を目的とした見守りや話し相手、犬の散歩等ペットの世話など

# サービス利用の流れ（想定）



- ①利用対象者（要支援1・2、事業対象者）が活動団体にサービスを利用したい旨を直接連絡
- ②活動団体は本人の同意を得たうえで地域包括支援センター等に連絡
- ③地域包括支援センター等が本人と面談して日常生活上の課題等を聞き取る
- ④地域包括支援センター等から活動団体に③の結果を共有
- ⑤活動団体から利用対象者にサービス内容や利用者負担等の説明を行い、サービスの提供を開始

- ・利用対象者（要支援1・2、事業対象者）以外の受け入れは、活動団体において判断
- ・活動団体は利用者の状態に変化（もの忘れや身体状況悪化）があれば、地域包括支援センターに相談